

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

中小企業、小規模事業者のみなさん! 働き方改革関連法への対応はお済みですか? 道では、各振興局等に窓口を設置しています。 お気軽にご相談ください!



うちの会社って働き方改革関連法に きちんと対応できているのか 不安です。

働き方改革をしながら 生産性を向上させたいのですが、 何をすればいいのでしょうか。





テレワークを導入したいのですが、 社内規定の作成や労務管理の 方法が分かりません。

- ■相談対応者 国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家 (社会保険労務士)
- ■相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
各振興局で	対面による巡回相談	各振興局が指定する日の 10:00〜16:00	事前予約制 (相談をご希望 の日の1週間前 を目途に最寄り
<u> </u>	オンライン相談	北海道働き方改革推進支援センター受付時間	の振興局へお問い合わせくださ
会社または自宅等から	訪問相談	9:00~17:00 (土日・祝除く)	(1,)

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。